

準市場メカニズムと新しい保育サービス制度の構築

駒村 康平

はじめに

措置制度から脱却し、福祉サービスの保障を施設と利用者の対等な契約関係の仕組みに切り替えようとした社会福祉基礎構造改革として、2000年5月に社会福祉事業法他関連7法の改正が行われた。社会福祉基礎構造改革は、まさに措置でも市場でもない準市場メカニズムを志向したものである。措置から契約へのシフトは、介護保険や障害者福祉で制度化されつつあるが、その問題点も明らかになっている。本稿では、準市場メカニズム導入が具体化するなかで、どのような問題が生まれたのか検証し、今後、新たに検討される保育サービスではこうした問題がおきないように工夫すべき点を考察する。

I 準市場メカニズムの仕組みと課題

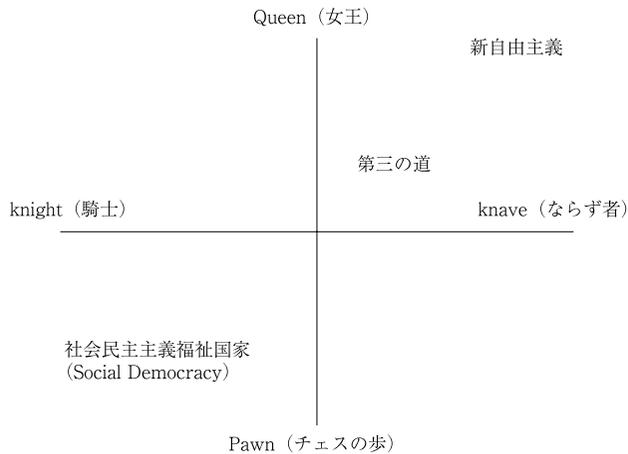
1 準市場メカニズムの仕組みと最近の議論

医療や教育といった従来、公的部門によってサービスが提供されると考えられてきた分野に、競争メカニズムを部分的に適用し、効率化を図ろうという準市場メカニズム¹⁾の発想は、1980年代後半に英国で生まれ、90年代から各国で、多くの対人社会サービスの分野で試みられてきた。こうした動きは、サービス生産そのものは公的主体ではなくてもよいという点から民営化や行政の現代化、効率化というNPM（ニューパブリックマネジメント論）の動きと同一視される傾向があ

る。しかし、準市場メカニズムの考えは、一時的な流行として解釈すべきではない。準市場メカニズムの考えは、情報の非対称性、質やアウトカムの評価が困難である対人社会サービスの特性を考慮しつつ、市場メカニズムの手法を取り入れて、効率的なサービス生産・流通システムをどのように構築するかという課題へのアプローチと見るべきであろう。

準市場メカニズムのアプローチが最初に重要になったのが、欧州では医療サービスである。医療サービスのように内容・評価について患者と医師の情報の非対称性の高い分野では、完全な市場メカニズムは機能せず、公的に制御された市場が現実的である²⁾。英国では、NHS（National Health Service）による医療保障制度の不効率が課題となり、部分的に競争メカニズムの導入を行った³⁾。ドイツ、オランダでは、被保険者が保険者を選択できる制度を導入し、保険者間競争を進め、医療保険の効率化を進めている。

準市場メカニズムの発想は、医療に止まらず、教育、介護、保育といった分野にも広がった。こうした準市場メカニズムの考えを整理し、理論的な主柱になったのが、Le Grandである⁴⁾。Le Grand〔1991〕は、政府が対人社会サービスの独占的な供給者である必要なく、多様な主体が競争的に対人社会サービスを供給する準市場メカニズムの導入を提唱、整理した。その後、主張を補強したLe Grand〔2003〕はknight-knave, Queen-Pawnの議論を提起した⁵⁾。knight-knave, Queen-Pawnの議論とは、従来の社会民主主義福祉国家



出典) Le Grand Julian [2003]

図1 knight-knave, Queen-Pawn アプローチ

(Social Democracy) が想定する対人社会サービスは、利他性の高い knight (騎士) のような供給者と Pawn (チェスの歩) のような受け身の利用者で構成されていたが、第三の道や新自由主義の下では、利己心が強い knave (ならず者) と利用者として積極的に主張する Queen (女王) のような利用者によって構成されるようになる、というものである (図1)。

対人社会サービスのシステムを準市場メカニズムのもとで、どのような属性の主体が対人社会サービスのシステムに参加するかが大事ではない。適切に機能するためには、参加主体にロバストなモチベーション、インセンティブを与える、そうした制度設計が重要である。準市場メカニズムは、経済学から社会政策・福祉国家を解説する標準的なテキストである Barr, Nicholas の The Economics of the Welfare State 第4版 [2004] でも紹介されており、対人社会サービスにおける一つのアプローチとして確立されている。

2 準市場メカニズム導入としての社会福祉基礎構造改革

日本の福祉分野も、長期間続いた措置制度のもと、英国の NHS と同様の不効率性という課題を抱えていた。公立機関とその代理である社会福祉法人のみに、福祉サービスの供給を独占させた措

置制度は、「福祉の昭和20年体制」⁶⁾、「配給システム」とよばれ、統制経済・計画経済の性格を強く引き継ぐものであった。たしかに、利用者の意向を十分に慮ることもなく、一方的なサービスの提供と公共部門の非効率性を内包する措置制度は、前近代的なものであった。そして、II で検討する保育所もまた長く措置制度のもとで運営されてきた⁷⁾。

措置制度が継続したのは、福祉サービスをめぐり情報の非対称性や質やアウトカムの評価が困難であるという福祉サービスの特性に内在する。行政は、社会福祉法人が提供する福祉サービスの質のモニターが困難だったため、その代わりに社会福祉法人会計により資源の流れを厳しく制約し、インプットコントロールによって、質の担保をおこなってきた⁸⁾。このため、社会福祉法人は、民間組織であるにもかかわらず、利用者のほうを見ることなく、多様性を失い、非効率化した⁹⁾。

こうしたなか、介護保険導入をきっかけに、従来の公共部門のサービス提供あるいは社会福祉法人の代理提供やサービス割当システムからなる措置制度から脱却し、利用者がサービス提供者を選択し、直接契約する仕組みへの移行が進んだ。こうした動きは、社会福祉基礎構造改革のもと、新しい福祉サービスの提供システムの基盤を整備するため、苦情処理の仕組み、地域福祉権利事業、

情報提供・第三者評価の導入が行われた。この動きは、介護に止まらず、障害者福祉，児童福祉に拡大しつつある。

今日，社会福祉基礎構造改革は，福祉の市場化・民営化，規制緩和と評価されているが，むしろ準市場メカニズムという，措置とも市場メカニズムとも別の新しいシステム構築を行おうという試みであったと評価すべきであろう¹⁰⁾。

3 準市場メカニズムが直面している課題

福祉サービスにおける準市場メカニズムの導入であるが，今日，大きく3つの問題を抱えている。それは，①準市場メカニズムの不徹底，②インセンティブ設計の困難さ，③質や成果評価の不在である。まず，①準市場メカニズムの不徹底とは，社会福祉基礎構造改革が，準市場メカニズム原理に基づく改革であることが理論的に整理されなかったため，準市場メカニズムと規制緩和が混同され，より純粋に市場メカニズムが機能するように官製市場改革が求められるようになったことである。準市場メカニズムは，税や公的保険料によって財源調達される社会保障制度の内で市場メカニズムを利用した「公的システム」であり，市場化を目指すものではなく，単純に規制緩和の前段階として位置づけられるものでない。

②インセンティブ設計の困難さは，介護サービスで発生している。サービス提供者にとっての直接的なインセンティブは，最終サービス市場の価格である介護報酬であるが，これは公定価格であり，3年に一度調整される。一方，要素市場である労働市場と資本市場は競争的に機能しており，資本市場で競争的に資本調達をしている株式会社は，常に利益を最大化することが求められる。しかし，コストカットし，利益を出すと次の介護報酬改定でこの部分についてカットされる。そこで，株式会社は利益を出すために，さらなるコストカットを行い，賃金抑制を目指すという「介護のデフレスパイラル」に向かってしまった¹¹⁾。労働条件の悪化のなかで，景気回復に伴い労働市場の需給が逼迫してきたことも加わり，介護労働者の確保は極めて困難になっている。本来は，労働力

を確保するために，一定の労働分配を確保し，労働市場の需給が逼迫したときには，介護報酬の引き上げを行うべきである。しかし，本格的な高齢化を迎え，厳しい財政制約と介護保険料の引き上げのコンセンサスを得られない政府は，介護報酬の抑制を余儀なくされる。要素価格の変動が公定価格にフィードバックする機能が内在していない点が制度の持続可能性を揺るがすことになる¹²⁾。

③質やアウトカム評価の不在とは，なにが良質のサービスであるか，またアウトカム評価を行うための評価技術の開発が関連研究分野でおこなわれなかったため，サービスの質の低下をモニター，防止することができなくなっている点である。要介護度別に設定された介護給付は，介護労働時間という量的な尺度で計算されているが，質的な側面は考慮していない。しかし，認知症高齢者の増加など，高い介護技能が必要な高齢者が増加してくると，介護の質の評価は重要な課題になる。すぐれた介護労働者を確保できず，非正規労働者が中心となり，介護サービスの質の低下が指摘されている。事業者の行動を変化させるインセンティブは適切な報酬の設定であるが，サービスの質やアウトカムが測定できないと供給者に報酬を与えることもできない。介護のように，個別事業者別のアウトカム評価が困難な場合は，インプットやサービスのプロセス評価で代替するしかない。資格や経験のある介護労働者による介護が，要介護者の心身の状態を改善するという実証的な根拠を積み重ねたうえで，インプットやプロセスに連動した介護報酬，たとえば資格のあるスタッフの比率，正規スタッフ比率，転職率，スタッフの技能開発支援と介護報酬をリンクさせる，あるいは加算するような仕組みを導入する必要がある。

II 準市場メカニズムと新しい保育サービスのシステム

Iでは，準市場メカニズム導入が先行しておこなわれた介護市場において発生した課題を検討したが，IIでは，今後，新しいシステムの導入が急

務になっている保育サービス制度において、準市場メカニズムを導入する際に検討すべき点を考えていこう。

日本においては、これまで包括的、体系的な家族政策が存在してこなかったが、ようやく、両立支援、包括的な家族支援・次世代育成への取り組みが加速している。2007年12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の提言では、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築のための検討ポイントが提示された。より具体化するために、政府から新待機児童ゼロ作戦が打ち出されている。社会保障審議会少子化対策特別部会では、これらの提言を取りまとめ、「仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービス」のために「包括的な次世代育成支援の枠組み」をめざし、新しい枠組みに向けた議論を進めている。次世代育成のポイントは多岐にわたるが、本論では、保育所サービスに視点を限定して、次世代育成支援の枠組みのなかでどのような保育サービスのシステムが考えられるのか、準市場メカニズムの可能性を検討していくことにする。

1 次世代育成と安定財源の確保

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議によると、児童・家族関連の社会支出額は4兆3300億円でGDPの0.83%であり、欧州諸国の3分の1から4分の1程度に過ぎない。就業と子育てを両立するためには、1.5兆～2.4兆円が必要であると報告しており、その安定財源確保は急務である。同戦略検討会議が指摘しているように、給付の性質と財源構成は同時に考える必要がある。次世代育成政策の目標、給付の性格、最終的な受益者を考慮しながら、国、地方、企業、家計の負担のあり方について検討すべきであろう。

次世代育成政策の目標は、①両立支援、②子ども達への良好な養育環境を普遍的に保障することである。このように考えると、仕事と生活・子育ての両立支援のメリットは企業と労働者に及ぶため、これの給付と負担が密接に対応するような財

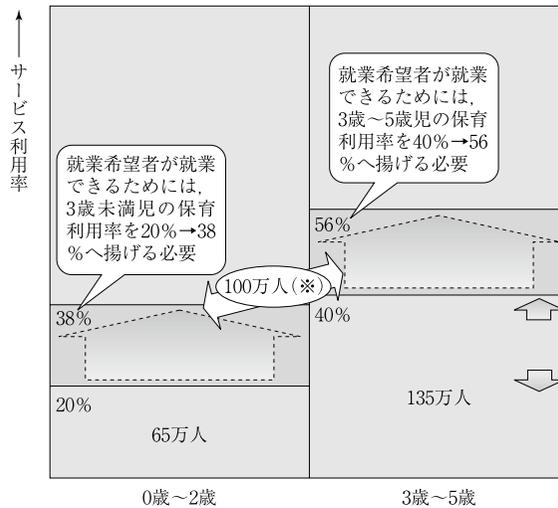
源が望ましい。この仕組みとして候補になるのが、社会保険方式であり、育児保険構想などの提案もある。しかし、子どもを持つことや保育が「リスク」なのか、保険方式にそぐわないという指摘もある。ただし、これは社会保険制度そのものが大きく変質していることを理解していない指摘である。基礎年金拠出金、介護保険拠出金、後期高齢者医療拠出金といったように、すでに日本の社会保険方式におけるリスクと給付の対応関係が弱くなっており、事実上の目的税の性格が強まっている。こうした社会保険制度の変質を追認するならば、社会保険料という事実上の目的税で財源を確保することも可能であろう。あるいは、擬似目的税である児童手当拠出金を改編し、これに財源を求める方法もあろう¹³⁾。

一方、のちの3でみるように、良好な育成環境の保障が、子どもの成長に望ましい影響を与えることを確認した海外の研究は多く、良質の保育サービスは将来の日本経済社会に貢献する。良好な育成環境の保障は、すべての世代にメリットが及ぶため、その費用負担を社会保障目的税としての消費税に求めることも可能であろう¹⁴⁾。

また、再分配政策としての低所得者や障害をもつ児童にも、普遍的に保育所サービスを保障するためには公費を財源にすることも正当化できる。このように、保育サービスの財源構成は、①社会保険料あるいは擬似的目的税としての企業負担の拠出金、②社会保障給付を目的にした消費税、③再分配機能を持つ公費負担、の三者によって構成することは、正当化できるであろう。

2 新待機児童ゼロ作戦と供給確保

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、政策目標を「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現をめざし、希望するすべての人が安心して子どもを預け働くことができる社会を目指す」とし、社会的基盤整備として、新たな次世代育成支援の枠組みを構築することを求めている。保育所サービスについて見てみると、限定的な「保育に欠ける」子どもへの給付から両立支援、良好な育成環境を普遍的に保障することと



出典) 厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会 2008年3月21日「次世代育成支援に関するサービス・給付の現状」
(1) (現物給付) から一部抜粋

図2 新待機児童ゼロ作戦の概要

表1 保育所の運営ルールおよび規制について

	保育所 (社会福祉法人)	最近の改革	認定こども園 (地方裁量型)	認定こども園 (幼保連携型)
利用者資格	保育に欠ける	保育に欠ける	なし	なし
利用者優先	ポイント制	ポイント制	施設の裁量	施設の裁量
応諾義務	あり	あり	なし	あり
参入規制	公立機関, 社会福祉法人のみ	民間参入可能	民間参入可能	民間参入可能
料金規制	保育単価上限	8万円上限	自由	自由 (低所得者に配慮)
施設費補助	あり	あり (注1)	なし	あり (注1)
運営費補助	あり	あり (注2)	なし	あり (注2)
保護者負担	応能負担	応益原則に基づき負担軽減	施設の裁量	施設の裁量 (低所得者に入り)
利益規制	社会福祉法人会計 (利益非配分)	会計規則緩和 (特定の用途につき積立可能)	なし (条例)	保護者負担分は利益処分可能
サービス水準規制	施設最低基準, 保育指針	施設最低基準, 保育指針	都道府県の裁量	施設最低基準, 保育指針
行政のかわり	委託	委託	委託関係なし	委託関係なし

注) 1) 社会福祉法人, 日赤, 公益法人のみ。
2) 公立は市町村の一般財源。

言い換えることができる。政府は、質・量共に充実、強化するために、すでに新待機児童ゼロ作戦を打ち出してる。新待機児童ゼロ作戦は、10年後の目標とし、①保育サービス(3歳未満児)提供割合を現在の20%から38%まで増やし、0歳から5歳までの利用児童数を100万人増やす、②

放課後児童クラブの提供割合を現行の19%から60%まで増やし、登録児童数を145万人増やすという野心的なものである。

保育所サービスは、表1で示すように1997年の改革以来、改革が行われ、保護者の選択が尊重されたが、市町村と施設の委託関係と市町村と保

護者の契約関係という点は変化なく、表向きは選択制度導入としつつも、その内実は措置制度が強く残っている¹⁵⁾。

措置制度のまま、どのように供給量確保するか、従来の通り、社会福祉法人と公立保育所中心でいくか、多様なサービス提供者の参入を認めるかという点が課題になる。

この点について、2003年の厚生労働省「次世代育成支援施策のあり方に関する研究会報告書」（以下、あり方研究会報告書）は、「民でできることは民で」という官民の役割分担の観点を踏まえると、今後とも公設民営形式の推進や公営保育所の民営化など民間活力の導入を進めていくことが適当である」とし、民間組織の参入を認める提案をしている。以降、こうした保育所サービスにおける新しいシステムについて、準市場メカニズムの考えに基づいて考察していく。

3 保育所サービスの特性

準市場メカニズムが機能する際に、対人社会サービスのアウトカムやサービスの質の評価とインセンティブ設計が重要になる。保育サービスにおいても、準市場メカニズムを導入する際には、保育の質やアウトカムは何なのか、検証する必要がある。

(1) 保育所に求められる保育サービス内容とは
保育所、保育サービスに何を求めるか。保育の目的は多様であろう。ヨーロッパ諸国では、3歳以上と3歳未満では考え方を分けている国が多く、多くの国では3歳以上については就学前教育の普遍化という方向であるが、3歳未満については、親の役割をめぐり国によって考え方が異なっている¹⁶⁾。保育所サービスを実際に提供する保育士に期待される内容は、この保育所の役割、保育所サービスの目的によって異なるが、おおむね、幼児専門職、教育職、社会的ネットワーク職（ソーシャルワーカーモデル）に分類される。

日本においては、保育所保育指針改定に関する検討会報告書（平成19年12月21日）で、子どもの生活環境の変化、保護者の子育て環境の変化

をうけて、保育所の基本的な機能を、①質の高い養護と教育機能、②子どもの保育とともに保護者に対する支援とし、それに対応した指針改定が行われることになった¹⁷⁾。保育所、保育サービスの機能は、単なる親の満足度向上ではなく、養護・教育機能に加え親支援も含めたソーシャルワーク¹⁸⁾の性格を持つことが明確にされている。

まず、この親支援という点に着目して、保育所サービスの特質について考えてみよう。宮垣〔2003〕は、ヒューマンサービスの特性として、①労働集約的、接触性、個別性、②不可逆性、③相互関与性・相互編集性¹⁹⁾を指摘している。これらは、保育所サービスにも当てはまる。特に③の相互関与性については、親、子どもと保育士の信頼関係が保育の質を左右する²⁰⁾。専門職である保育士の一方的な押し付けだけでも、あるいは消費者としての親の自由気ままな選択でも、この目的は達成されない。この点については、「あり方研究会報告書」でも、「単に親のニーズに迎合するのではなく、その専門性を発揮し、保育所と保護者が「共に育てる」という視点から、保護者への働きかけ、子どもたちの育成に努めることが求められる」と確認されている。

親支援を考慮すると、保育士は、専門知識に基づき効果が確認されたアドバイスを親に提案することになる。保育所サービス契約を、保育所と親の単純な経済取引と考えるべきではない。専門職は利用者と意思決定をともに行う補完者になるという利用者と専門職の新しい関係を構築する必要がある²¹⁾。

(2) 保育の質の測定と情報の非対称性をめぐる問題

養護および教育という点からの保育の質については、①質そのものの測定が困難、②サービス内容に関する情報の非対称性という課題を抱えている。

①の何が良質の保育サービスであるかは、直接観測は困難である。また、質の低い保育サービスの弊害はただちに明らかになるわけではなく、子どもの将来の発達に影響を与えることになる。保

育サービスのプロセスが児童発達に与える影響については研究蓄積の必要があるが、日本では十分ではない。直接的なアウトカム評価が困難である以上、実証研究で適切と確認されているプロセスをもって保育の質を評価せざるを得ない。この点については、4で再論する。

もう一つの課題は、経済学でいう「隠された行動」という情報の非対称性が問題である。保育サービスを選択するのは親であるが、最終的な消費者は子どもである。選択者と消費者が分離されている。このため、親がモニターできないところで保育サービスの質が切り下げられている可能性がある²²⁾。職業倫理性を身につけた専門職である保育士の配置を充実することにより、こうした問題を部分的に回避することもできるであろう。

(3) 人的投資としての良好な育成環境の保障

保育サービスは、個々の子どもがその便益を受けるため、私的財であるという指摘もある。しかし、良好な育成環境を保障することにより、子どもの健全発展は、将来の社会政策コストを削減できる可能性がある²³⁾。さらに、良好な保育環境の保障は、経済的にも十分価値のある人的投資となることが知られている²⁴⁾。また、低所得者に対する保育サービスは、貧困防止という点から所得再分配政策上の意義もあり、保育サービスは、一部に外部性をもった公共財的な性質を持っていると評価できる。

4 利用者補助システムの設計

これまで述べたように、新しい保育サービスのシステムとしては、多様な民間組織の参入と利用者による選択制からなる準市場メカニズムが候補になるであろう。このシステムを費用補助という視点からみれば、施設補助方式から利用者補助方式への転換、すなわち広義のバウチャー方式ということになる。

(1) 利用者補助方式・広義のバウチャー方式とは

対人社会サービスにおける費用補助としては、

措置制度に見られる施設補助と利用者補助方式、広義のバウチャー方式がある。いわゆるバウチャー方式は、市場メカニズムの導入の典型例とされ、福祉サービス関係者のなかでは人気がない。しかし、これはバウチャー方式に対する誤解に基づくものである。広義のバウチャー方式とは、補助金は施設ではなく、利用者に対して支給され、そのサービス選択を保障する、利用者補助そのものである。多様なサービス提供主体が参入すると、利用者確保のために、施設はサービスの改善を競うことになる²⁵⁾。保育においても契約制度導入²⁶⁾ということになれば、当然、利用者補助制度、広義のバウチャー制度に切り替わることになる。

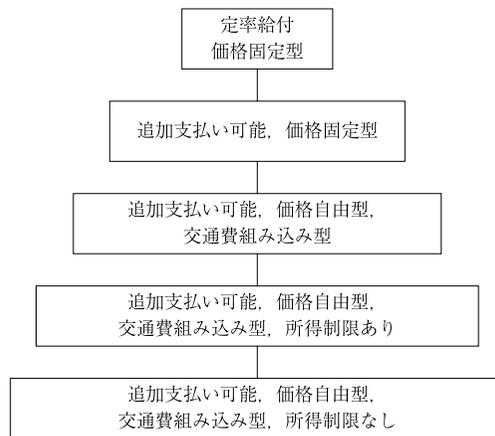
バウチャー方式の歴史は古く1870年代にフランス議会で導入が検討された歴史もある。利用者補助方式であるバウチャー方式は、その政策目的によりさまざまなバリエーションがあり、「純粋バウチャー、典型的バウチャー方式」というものは存在しない。

ここで注意しておくべきことは、①バウチャー方式においては、政府の財政負担額そのものは、必ずしも引き下がらない、②多額の自己負担がない限り、価格競争が生まれる必然性はなく、供給が増えないと価格が上昇する可能性もある、との帰結を伴う。バウチャー方式にすると費用を抑制できる、サービス供給が拡大するといったことが期待されているが、必ずしもそのような成果がもたらされるわけではない。サービス利用時の自己負担割合が大きければ、価格競争がうまれるだろうし、参入規制緩和が行われれば、サービス供給も増えるが、バウチャー導入単体ではそこまで政策効果はない。逆に、バウチャー方式になると政府の公的サービス責任が低下する、サービスの利用が利用者の経済状況によって左右されるなどの欠点が主張されるが、これもバウチャー方式に必ず伴うものでもない。これらはいずれも、議論しているバウチャー方式がどのような設計になっているのかを明示せず、あるいはバウチャー方式に多様な形態があるということを理解しないで議論しているためである。この点については、「あり

表2 バウチャーの性格付け

	制限なしバウチャー	制限ありバウチャー
①給付水準 (value)	定額	定率
②追加支出 (Supplmentable)	認める	認めない
③価格設定 (fees)	自由 (Cost fees)	制限あり (Uniform fees)
④所得との関係 (Income Related)	なし	あり

注) 別の地域の施設を選択した場合の移動コストを含めるかいないかという制約もある。
 著者作成。



出典) Blaug [1984]

図3 バウチャーツリー

方研究会報告書」も十分認識しており、「保育の利用補助券を子育て家庭に配布する、いわゆるバウチャー制度についてはさまざまな定義があり、何を持ってバウチャーと呼ぶかは議論があるが、諸外国で導入されたような自由価格制の下で追加的な差額負担が家計に生じる仕組みを我が国に導入することは、ア) 市町村の公的関与が後退するのではないか、イ) 低所得者などの利用が事実上排除・制約されるのではないかといった懸念などがあり、今日の我が国の現状からすれば慎重に考えるべきである。」と、バウチャーの種類を限定して、問題点を指摘している。

(2) 多様なバウチャー方式

バウチャー方式を有名にしたのが、ミルトン・フリードマンの教育バウチャー案である。そこでは、公立学校に集中する公費による機関補助をやめて、私立学校にも費用補助すべきであるという

発想に基づき、自由な教育市場で親がバウチャーを使って学校を選択すべきだと主張した。フリードマン型バウチャーの特徴は、①所得に関係なく定額給付、②自由価格で、高価な教育サービスを購入できるように自己負担分の上乗せ払いができること、③学校側が希望者を選択できるようにする、を特徴にしている。以来、バウチャー方式=競争市場における利用者補助制度として誤解されている。しかし、先に述べたように、フリードマン型バウチャーは一つの変種にすぎない。これに対して、ジェンクス (Jencks) は、①サービス価格固定、②追加自己負担なし、③供給者側による選別禁止などの、制限を付けたバウチャーを提案している。Blaug [1984] は、バウチャーを構成するさまざまな要素を整理し、制限なしバウチャーから制限の強いバウチャーまで識別したバウチャーツリー (Voucher tree) (図3) を考案している。フリードマン型バウチャーはほかのバウチャ

一と区別するため、「制限のないバウチャー」と呼ばれている²⁷⁾。

教育分野（初等中等教育）では、アメリカ、カナダの一部、イギリス、オランダ、スウェーデン、ニュージーランド、ポーランドなどでバウチャーが導入された²⁸⁾。保育分野では、保育市場が発展しているアメリカでは低所得世帯を対象にバウチャーが給付された²⁹⁾。英国では、1996年に保守党政権下で就学前教育・保育バウチャー制度の導入が行われた。この英国のバウチャー制度は、サービス供給の増加につながらなかったため、施設不足が発生し、また一部名門学校付属のプレスクールに希望者集中という問題を引き起こし、労働党政権によっては廃止された。スウェーデンでは、民間市場が福祉供給を一部代替し、一部補完するだけでなく、コスト意識の乏しい福祉部門自体に市場的機能を導入して効率的なマネジメントをする動きが進み、マルメ市などで、民間供給を含む保育サービスなどにバウチャー制度を導入している。また、フィンランドでも、1997年から民間保育手当制度として導入されたことがある³⁰⁾。

日本においても、教育再生会議などで、学校選択とセットで教育バウチャー制度が議論され、規制改革会議などでも保育バウチャーの議論がある³¹⁾。

(3) 保育における利用者補助システム

保育サービスにおける契約システム、利用者補助システム（広義のバウチャー方式）の具体的な設計はどのように考えるべきであろうか。利用者補助制度の目的は、①各保育所は、それぞれの特徴的な保育サービスを用意し、保育サービスに創意工夫を行うインセンティブを持たせること、②かりに保育所と子育ての考えが合わなかった場合でも親は保育所を変更できる選択肢を持っているという意味で、対等の立場で保育の質の向上に取り組むことができるような仕組みを構築することである。専門職である保育士が、子どもの成長にとって必要と判断するサービス内容、「ニーズ」と利用者が望む「需要」を接続する役割を果た

す。ただし、保育サービス助成の目標が子どもの健全な発展が目標であるため、利用者補助制度は、親の満足度や親に都合のよい生活を支援するためのものではない。過度の消費者主権のもとで、親に転々と都合のよい保育所を探す手段として利用者補助システムが使われないように、一定の公的介入の仕組みも導入する必要がある。

5 新しいサービス保育システムに向けての検討課題

以上、述べてきたように新しい保育サービスシステムを準市場メカニズムに基づいて機能させるためには、以下の項目について検討する必要がある。

(1) 保育サービス利用の範囲

現在、保育所を利用するためには、「保育に欠ける」という要件を満たしている必要がある。この具体的な要件は、各自治体が政令で定める基準にしたがって条例で定めている³²⁾。さらに待機児童がいる場合の選考基準については、各自治体がポイント制を導入し、優先順位をつけて選考している³³⁾。新しい次世代育成支援のもとで、保育所サービスの目的、内容が変わり、その財源構成も変化するので、「保育に欠ける」要件を大幅に見直し、なるべく普遍的に両立支援や子どもの発達上の必要性の点から評価する基準を導入すべきである。

(2) 供給主体

保育サービスの供給主体については、保育サービスの質を確保できれば、民間企業でも参入を認めるべきであろう。また、措置制度からの脱却のために、保育サービス本体部分については、施設補助は行わず、施設は利用者数に応じて公的主体から支払われる金額、すなわち保育サービス報酬と利用者負担で保育サービスに必要な費用をまかなう仕組みにすべきである³⁴⁾。

(3) 補助・利用者負担のあり方

利用者の保育料負担である保育料基準額は、保

育単価を上限に、所得階層別に設定されている。1997年の児童福祉法改正により、保育料基準額は、従来の17区分から7区分に変更され、児童福祉法56条も改正前の費用徴収の規定は、「その扶養義務者から、その負担能力に応じて」という規定から「家計に与える影響を考慮して」と変わり、応能負担ではなく、応益性の性格が強まった³⁵⁾。この点について新しいシステムではどのように考えるか。

まず、保育にかかる費用をすべて利用者から徴収するかどうかである。ジャッジ³⁶⁾は、社会福祉サービスの価格設定において、配分効率補助金と外部性補助金の二つの補助金を提案しており、前者については、保育サービスの費用構造を測定してから判断しなければならないが、後者については、政府が保育サービスを価値財と判断するか、あるいは保育サービスの外部性を評価すれば、価格補助は正当化でき、また新しい財源構成とも整合性がある。保育サービス費用から公的な費用補助を除いた、受益者負担分の費用負担については、二つの考え方がある。一つは応益負担を中心に考え、受益者負担分を利用者人数で割って、一人当たりの費用負担を計算する。その上で、低所得者に限定し、公費を財源にした負担軽減措置を行う方法である。もう一案としては、応能負担として、給付に必要な費用を家計間で再分配する仕組みである。応能負担の場合、所得の単位をどのように考えるか、個人単位で考えるのか、世帯単位で考えるのかが課題になる。世帯単位で考えると、妻の就労所得に対する保育料の限界負担が大きくなり、就労意欲を減退させる可能性もある。保育料負担による所得再分配は避けて、基本的には応益・定額負担とし、低所得世帯については、児童手当の増額か、あるいは公費による保育料負担の減免措置を行うべきであろう。一方、各供給主体が利用者に請求する価格については、公的にコントロールすべきであろう。すくなくとも、利用者負担について、質の低下が伴うおそれのある引き下げ競争を認めるべきではない。基本部分については公定価格にしつつ、付加・上乘サービスについては、自由価格を認めるべきだと考える。

(4) 情報提供・第三者評価について

医療、教育、対人社会サービスに準市場メカニズムを導入する際は、国はサービスの質の向上を支援するとともに、サービスに対する検査、認定を行い情報の非対称性を取り払う必要がある。すでに、保育所の情報開示、第三者評価については、社会福祉法第78条で定められており、第三者評価の狙いは、「個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること」と「利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できるようにする」ということになっており、評価対象はソフト面が中心となっている。2002年の「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」、2005年の「保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイダンスにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン及び福祉サービス内容評価基準ガイドライン等について」をうけて、第三者評価のガイドラインは、福祉サービス共通の55評価項目と保育の特性に着目した34評価項目³⁷⁾で構成されている。実際に評価する機関は、社団法人保育士養成協議会が評価機関を立ち上げ、評価された保育所許可を得て、財団法人子ども未来財団i-子育てネットに掲載することになっている。また各都道府県が今後評価態勢を整備することになっている。

こうした保育所に関する情報公開、第三者評価は準市場メカニズムが機能するかどうかの鍵になる。先に述べたように、利用者にとって、専門的な保育のサービスの質やアウトカムの測定・評価は困難であろう。また「親の満足度調査」だけをアウトプットの代理指標に使うと、保育所に誤ったインセンティブを与えることになる。

大宮〔2006〕は、現在の第三者評価を、「欧米での保育の質に関する評価システムが、保育の質に関する研究の一定の集積をふまえて構築されているのに対して、わが国ではその蓄積がほとんどない中で、あまりにも拙速な取り組みではないか。しかも、はじめから、保育条件に関する評価項目は質の要素から除外されている点は重大な問題である」と指摘し、保育プロセス、保育条件を

表3 現行方式と新しいシステムの比較

	現行制度	準市場メカニズムに基づく新しいシステム（契約、利用者補助方式）
財源	公費	公費・消費税・拠出金
目的	児童福祉	両立支援・良好な育成環境を普遍的に保障する
利用者の範囲	保育に欠ける	希望する児童に養護・教育・親支援を保障
供給主体	公立・社会福祉法人中心	多様な事業者の参入を促進する
利用者負担	応益負担	応益負担（低所得者世帯に対する負担減額）
保育価格	固定	固定・上乘せサービスあり
第三者評価	あり	あり
施設最低基準	あり	あり
報酬体系	運営費・施設費補助	利用者数と保育士配置に応じた加算した保育サービス報酬
公的介入	措置	あり（過剰な消費者主権や親の誤った選択への対応）

出典） 著者作成。

評価項目に加えるべきだと指摘している。これは説得力のある指摘である。たしかに、施設の設備、保育士数などの外形的なものについては、施設最低基準（行政監察）でチェックしているが、今後、多様な民間組織の参入を認める際には、保育サービスのプロセスに着目した評価を行うべきであろう³⁸⁾。労働集約的な保育サービスでは、保育士の資格、経験、熟練、スキルが保育の質を左右する重要な要素であろう³⁹⁾。こうした保育士の能力、人員配置が、子どもの発達段階にどのような影響を与えるか、発達心理学などの手法を使って実証的検証をし、効果が確認された項目については、その項目をインプット評価⁴⁰⁾にいたしたインセンティブ設計が必要になる⁴¹⁾。介護サービス市場で起きた質の低下を繰り返さない工夫が必要である。

(5) 保育サービス報酬の設定

国が施設に支払う保育サービスに対する報酬の設定は慎重に行うべきである。障害児を回避し、コスト・手のかからない児童だけを受け入れるようなクリーム・スキミング、チェリー・ピッキングが発生しないような仕組み⁴²⁾や(4)で述べたようにプロセス、保育士配置を通じて質の確保を行うように、インセンティブを持たせる報酬体系を導入すべきである。

(6) 直接契約に対する公的介入の余地

保育サービスの特徴としては、消費者である子

どもと選択者・購入者である親が分離している点である。子どもの代理人である親は、当然、子どもの真の福祉のために選択を行うことが期待されるが、親の都合による、過度な長時間保育など誤った消費者主権モデルが発生しないように、施設と利用者の契約に公的な介入の余地を残す必要がある。

これらは、表3のようにまとめることができるであろう。

III まとめと今後の課題

以上、Iでは、準市場メカニズム導入によって明らかになった課題、IIでは保育サービスに準市場メカニズムを導入する際に検討すべき項目を整理した。もちろん、保育サービスの充実だけでは、就労と子育てが両立可能になるわけではない。現在のような長時間労働をそのままにしていけば、保育サービスの負荷が高まるのは明らかである。

本稿では、いくつか検討課題を残している。一つは、保育所と幼稚園の役割分担である。地域によっては、両者の役割が補完関係ではなく、代替関係になっている場合もある。このため、保育利用に対する支援と整合性のある幼稚園に対する利用者支援も考える必要があり、3歳児以降の幼保一元化も視野に入れる必要がある⁴³⁾。さらに三世同居家族が多く、保育サービスが必ずしも普遍的に必要な地域もあることを考慮する必要

がある。また、これと関係するが、保育サービスのための地域負担をどのように考えるかも本稿では検討していない。

本稿では、保育コストに最も影響を与える保育士の労働条件、賃金についても検討していない。民間保育所、社会福祉法人経営の保育所と公立保育所の保育コストの違いは、保育士の年齢構成と賃金構造が年功給であるかによって発生しているとされている。賃金構造が年功給であれば、ベテランの保育士が多くなれば、費用は嵩むことになる。そこで明らかにしなければならないのは、年功給体系が専門職にふさわしい賃金体系であるかどうかである。一般的には、専門職の生産性、賃金は、資格や技能によって左右され、必ずしも年齢効果は強くない。もちろん、経験年数によって技能は向上する可能性が高いが、かならずしも公務員のような年功給である必要はない。一方で、長期にわたり、専門職としての意欲を維持するための賃金体系の工夫は必要となる。福祉専門職の賃金構造をどのように設定するかという点も、今後の実証研究の蓄積を待ちたい。

最後に、Iの準市場メカニズムの展開で述べたように、Knave や Queen も対人社会サービス、保育サービスの参加者になる。準市場メカニズムを機能させるためには、評価とインセンティブが重要になり、そのためには介護、保育などの関連分野の研究蓄積、連携が不可欠である。こうした研究蓄積と情報の経済学、新しい産業組織論などのツールが結びつけば、医療の経済学同様にこの分野は実り多いものになるであろう⁴⁴⁾。

注

- 1) quasi-market については、擬似市場と訳すことができるが、本特集に合わせて本論では準市場と表記する。
- 2) この考えは、医療サービス市場において、医療費の高騰を招いているアメリカや、「管理された競争」概念として逆に公的医療制度が整備されている欧州でも共有されることになった。
- 3) 英国では、準市場メカニズム導入の一類型として、Purchaser - Provider Split の考えに基づいて、NHS改革とコミュニティケア改革が

行われた。NHS改革が、医療サービスに与えた影響についての多くの研究蓄積がある。例えば、GP（家庭医）がGPFH（独立性の高い予算管理一般家庭医）になることによって、登録住民数に応じた医療費総予算を預かることになり、登録住民のために必要な入院サービスを購入することになる。効率的に入院サービスを購入したり、薬剤を使用することによって残った予算を事業の再生産に投入できることになった。GPFHとHAs（Health Authority 地方医療当局）は、ともにNHSトラスト病院からの入院サービスの購入するが、GPFHは低価格の医療サービス購入からの利益は大きい、HAsは年間予算内であれば利益を出す必要はないというインセンティブ設計が異なるためGPFHとHAsとの行動は異なり、HAsはGPFHよりも価格弾力性は小さくなる。Propper, Wilson and Soderland [1998]は、GPFHの直面する価格は、病院の独占力や需要の価格弾力性に依存するというモデルを想定し、実証分析を行い、HAsのシェアが大きい病院ほどGPFHへの価格引き下げる傾向があることを確認している。

- 4) 駒村 [1995] が、対人社会サービスの分野における準市場メカニズムを最初に紹介した。その後の準市場の研究展望は、佐橋 [2006] を参照せよ。
- 5) Mc Master, Robert [2002] は、Le Grandの準市場アプローチが制度、現象の記述的な研究にとどまり、情報の経済学などの研究蓄積を十分に生かし切っていないと指摘している。
- 6) 荻島・小山・山崎 [1992]。
- 7) 福田 [2005] は、「保育所の措置制度は、1938年に制定された社会事業法に盛り込まれた託児所への収容委託制度にその原型を求めることができる」としている。また、こうした措置制度が保育に長く残った政治的要因についても福田 [2005] を参照せよ。
- 8) 千葉 [2006] p. 42。
- 9) 坂田 [2003] p. 182。
- 10) 社会福祉基礎構造改革の推進者が、市場メカニズムでも公的セクターでもない第三の道である準市場メカニズムをどの程度ははっきり意識していたか不明である。炭谷 [2003] p. 27 参照。
- 11) 千葉 [2006]。
- 12) 下山 [2001] P82 はこうした危険性を指摘している。
- 13) 拠出金は、企業負担であり受益者である労働者が負担しないというのはおかしいという指摘もあろう。しかし、経済学的には、保険料でも拠出金でもその負担の一部あるいは全部

が賃金調整という形で、労働者に転嫁されていることになる。

- 14) これは、次世代育成支援に止まらず、社会保障制度全体に通じた課題であろう。すでに、高齢化社会において、社会保障給付の世代間移転の性格が強まっているため、社会保険料と公費による財源政策の限界に近づいている。特に世代間移転が大きい社会保障制度の新しい主要財源として、社会保障目的税化した消費税を導入し、社会保険料、公費に加え、三本目の主要財源にすべきである。
 - 15) 福田〔2005〕は、この結果、「双務的な契約がある場合に、明確になる利用者と保育所の権利義務関係は不明確であり、当事者であるはずの保育所が利用者へ直接責任を負っているかどうか分からないという制度的欠陥は放置されたままである」と指摘している。
 - 16) 親中心と考えている国は、オランダ、イギリス、ドイツ。施設を中心に考えている国は、フィンランド、スウェーデン、スペイン。パメラ・オーバー・ヒューマ、ミハエラ・ウーリッチ〔2004〕参照。
 - 17) 指針改定の具体的な内容は、①保育所の役割として、保育・教育と保護者支援という保育所の役割、保育士の業務、保育所の社会的責任が明確化され、②保育の内容、養護と教育の充実、③小学校との連携、④保護者に対する支援、⑤自己評価、評価結果の公表、職員の資質向上、施設長の責務明確化などである。また質の向上の観点から、保育指針は最低基準としての性格を持つことになる。
 - 18) 「あり方に関する研究会報告書」では、「家庭や地域の子育て力が低下し、特別な配慮を必要とする家庭が増加している状況も踏まえ、市町村は、地域内の社会資源を適切に活用しながら、いわゆるケース・マネジメント機能をより一層強化する」としている。
 - 19) サービスの質を高めるためには、利用者とサービス提供者が相互に主体的に参加しなければならない。
 - 20) 大宮〔2006〕p. 171。
 - 21) すなわち EBSW（根拠に基づくソーシャルワーク）とソーシャルワークにおけるインフォームド・コンセントである。EBSWとは「実証的に検証された文献や論文を体系的に収集し系統立て、そこで得た知識と手順が、援助目的に最も適切で効果的な結果をもたらすように、実践者に介入法の選択と実施を支援するもの」である（三島亜紀子〔2007〕P188）。
 - 22) このような場合、利益の分配制約のある非営利は、利益最大化を目的としている営利法人よりも手抜きをする動機が低いと親が信じる
- ことにより、非営利に需要が集中することを「契約の失敗」という。
 - 23) 保育所における保育の効果が、子どもの発達に与える研究としてはアメリカ、ミシガン州におけるペリープリスクール研究（Perry Preschool）が有名であり、長期間の観測によって、保育所保育をうけたグループのほうが家庭保育をのみのグループよりも、基礎学力、大学進学率、就職率、犯罪率などの項目において、優れた成績を示していることが確認されている。またスウェーデンでも、学力において同様の傾向が確認されている。Sheila B. Kameron, Michelle Neuman, Jane Waldfogel and Jeanne Brooks-Gunn（2003）を参考。
 - 24) Schweinhart, L. J., H. V. Barnes, and D. P. Weikart.〔1993〕を参考。
 - 25) 利用者人数にしたがって、サービス提供機関の収入が変動する仕組みになっている医療保険・医療扶助、介護保険、障害者支援費制度、雇用保険における教育訓練給付はいずれも一種のバウチャー方式とよぶことができる。
 - 26) 「あり方に関する研究会報告書」では「保育の利用申込みやその受諾が利用世帯と保育所との間で直接行われる仕組みとなれば、利用世帯と保育所の双方で、保育に関する当事者意識がより高まり、子どもの状況に応じた保育の在り方が検討されるようになることが期待される。具体的には、利用者側からみれば、より主体的に保育所の運営方針や保育内容を確認しつつ保育所を選択することができるようになり、一方、保育所としても、広く地域に情報提供するインセンティブが生まれるとともに、利用者のニーズに合ったサービスの提供が期待される。」さらに、「平成9年には、市町村の措置に基づく入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえると、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子の育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」と契約制度導入を示唆している。
 - 27) サービスの必要度と給付額をリンクしたバウチャーも設計可能である。
 - 28) 内閣府政策統括官（2001）が詳細な国際比較を行っている。

- 29) 市場メカニズムで保育サービスが提供されているアメリカでは、保育の経済分析に関する蓄積が多い。特に保育サービスについて包括的に分析している Blau (2001) は、保育の質と費用の間には正の相関関係を確認している。そこでは、児童発達学などの手法で測定される保育サービスの質ポイントを1点引き上げたためには、保育コストが5.6%上昇することが確認されている。
- 30) フィンランドの保育バウチャー導入の効果に関する論文としては Viitanen [2007] が実証的な研究を行っている。
- 31) 赤林 [2007]。
- 32) 昼間労働を常態にしている、妊娠中・出産直後、疾病・負傷・精神・身体の障害、同居の親族の常時介護、災害などである。
- 33) 選考基準は、就労状況、就労時間、就労場所、出産前後にあるか、身体の状態、家族の状態などについてポイントをつけている。地域間で保育に欠ける要件が具体的にどの程度差異があるのか、選考時のポイントにおいてどのような違いがあるのかは明らかではない。
- 34) 社会福祉法人などが、公益性の高い事業を行い、利用者補助がそぐわない場合は、その部分に限定した施設補助をすればよい。
- 35) 「あり方に関する研究会報告書」では、「利用者負担については、地方公共団体の上乗せ軽減措置もあって、認可外保育施設や幼稚園の利用者負担との比較、在宅育児家庭とのバランスといった観点から低いとの指摘もあり、待機児童解消に向けた効率的な資源配分の観点から、必要に応じ見直しを行うことを検討すべきである。あわせて、現行の保育所利用の見直しに際しては、負担能力に応じ7段階にも細かく区分されている利用者負担区分の簡素化を図るべきである」と指摘している。
- 36) ジャッジの価格づけ理論については、坂田 [2003] p. 171。
- 37) 評価項目は、子どもの発達援助項目、保護者の育児支援など子育て支援項目、安全・事故防止から構成されている。
- 38) 大宮 [2006] p. 76 は、アメリカにおいても保育の質の測定としては、プロセス評価が行われており、具体的な測定尺度としては、保育条件（グループ人数・比率・経験・専門的訓練等）、保育者の労働環境の指標（賃金・転職率・運営参加度・ストレス）が採用されているとしている。
- 39) ハード面の整備も当然のことである。また、保育施設の規模が費用に与える効果についても考慮する必要がある。
- 40) 具体的には、経験の長い保育士や正規保育士

を雇用するほど、あるいは保育士の転職率が低いほど、政府が施設に支払う保育報酬を高くするなどである。

- 41) アメリカの研究蓄積については、大宮 [2006] p. 205 参照。
- 42) 「あり方に関する研究会報告書」では、その方法としては、障害児や母子家庭などへの適切な配慮を前提としつつ、保育所利用の必要性や優先度の判断に関する新たな仕組み（要保育認定）なども提案している。
- 43) さらに就学前教育に関する無償化の動きも考慮する必要もある。
- 44) 例えば、赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹 [2008] はこうした試みの一つと評価することができる。

参考文献

- Barr, Nicholas (2004). *The Economics of the Welfare State*. Oxford University Press.
- Blau, David M. (2001). *The Child Care Problem: An Economic Analysis*. Russell Sage Foundation.
- Blaug, Mark (1984). "Education Vouchers: It All Depends on What You Mean." In Julian Le Grand and Ray Robinson, eds., *Privatization and Welfare State*. Allen and Unwin.
- Daniels, Ronald (2005). *Rethinking the Welfare State: Government by Voucher*. Routledge.
- Eugene Steuerle (2000). *Vouchers and the Provision of Public Services*. Brookings Institution. Press.
- Le Grand, Julian (1991). "Quasi-Markets and Social Policy". *The Economic Journal*, Vol. 101, No. 408 (Sep., 1991), pp. 1256-1267.
- (2003). *Motivation, agency, and public policy: of knights and knaves, pawns and queens*. Oxford University Press.
- (2005). "Should citizens of a welfare state be transformed into "queens"? A response to Risse". *Economics and philosophy*, 21 (2). pp. 305-308.
- Mc Master, Robert (2002). "The analysis of welfare state reform: why the "Quasi-Markets" narrative is descriptively inadequate and misleading". *Journal of Economic Issues*, 36(3).
- Oberhuemer, Pamela and Ulich, Michaela (1997). *Working with Young Children in Europe: Working with Young Children in Europe*. Paul Chapman Pub. (パメラ・オーバー・ヒューマ、ミハエラ・ウーリッチ (2004) 『ヨーロッパの保育と保育者養成』大阪公立大学共同出版会 (泉千勢監修・OMEP日本委員会翻訳)。
- Proppera, Carol, Wilson, Deborah and Soderlund, Neil (1998). "The effects of regulation and

- competition in the NHS Internal market: the case of general practice fund holder prices". *Journal of Health Economics*, 17, pp. 645-673.
- Risse, Mathias (2005). "Should Citizens of a Welfare State be Transformed into 'Queens'? Critical Notice of Julian LeGrand, Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens". *Economics and Philosophy* 21 (2), pp. 279-289.
- Sheila B. Kamerman, Michelle Neuman, Jane Waldfogel and Jeanne, Brooks-Gunn (2003). *Social Policies, Family Types and Child Outcomes in Selected OECD Countries*.
- Schweinhart, L. J., H. V. Barnes, and D. P. Weikart. (1993). *Significant Benefits: The High/Scope Perry Preschool Study through Age 27*. (Monographs of the High/Scope Educational Research Foundation, 10). Ypsilanti, MI: High/Scope Press.
- Viitanen, Tarja (2007). Childcare voucher and labour market behaviour: Experimental evidence from Finland, <http://ideas.repec.org/p/shf/wpaper/2007011.html>
- 赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹 (2008) 「介護サービス市場における情報の非対称性とサービスの質—介護サービス供給政策の比較静学分析とその実験経済学的検証—」『医療経済研究』vol. 19 No. 3.
- 赤林英夫 (2007) 「学校選択と教育ヴァウチャー政策と研究」市村英彦・伊藤秀史・小川一夫・二神孝一『現代経済学の潮流 2007』東洋経済。
- 大宮勇雄 (2006) 『保育の質を高める』ひとなる書房。
- 萩島國夫・小山秀夫・山崎泰彦 (1992) 『年金・医療・福祉政策』社会保険新報社。
- 駒村康平 (1995) 「英国における社会サービスへの市場メカニズム導入政策の研究体系—Quasi-Markets 研究の紹介」海外社会保障情報 (95 年秋号)。
- 坂田周一 (2000) 『社会福祉政策』有斐閣。
- (2003) 『社会福祉における資源配分の研究』有斐閣。
- 佐橋克彦 (2006) 『福祉サービスの準市場化—保育・介護・支援費制度の比較から』ミネルヴァ書房。
- 次世代育成支援システム研究会監修 (2003) 『社会連帯による次世代育成支援に向けて—一次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書—』ぎょうせい。
- 下山昭夫 (2001) 『介護の社会化と福祉・介護マンパワー』学文社。
- 炭谷茂 (2003) 『社会福祉基礎構造改革の視座』ぎょうせい。
- 千葉正展 (2006) 『福祉経営論』ヘルス・システム研究所。
- 内閣府政策統括官 (2001) 『バウチャーについて—その概念と諸外国の経験—政策効果分析レポート No.8』
- 内閣府ホームページ (www5.cao.go.jp/keizai3/2001/0706seisakukoka8.pdf)
- 福田素生 (2005) 「保育サービスの供給システムとサービス供給の実態」岩村正彦・大村敦志編『個を支えるもの』東大出版会。
- 宮垣元 (2003) 『ヒューマンサービスと信頼 福祉 NPO の理論と実証』慶応義塾大学出版会。
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の〈科学〉性 ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房。

(こまむら・こうへい 慶応義塾大学教授)